

令和元年度

随時（備品）監査報告書

下諏訪町監査委員

元 監 委 第 2 2 号

令和元年12月25日

下 諏 訪 町 長 青 木 悟 様

下諏訪町議会議長 宮 坂 徹 様

下 諏 訪 町 監 査 委 員

宮 澤 孝 良

林 元 夫

令和元年度随時（備品）監査の結果報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第5項の規定に基づく随時（備品）監査を実施したので、同条第9項の規定によりその結果を報告します。

目 次

	ページ
1 監 査 の 概 要	1
2 監 査 目 的	1
3 監査内容及び方法	1
4 監査の結果及び意見	2
5 平成30年度随時監査結果及び意見と措置状況	7

1 監査の概要

(1) 実施日 令和元年10月30日(水) 午後1時15分から

(2) 監査対象 諏訪湖博物館・赤彦記念館

(3) 出席者 教育こども課 宮坂 清 博物館長

岩波 洋 係長

監査委員 宮澤 孝良 代表監査委員

林 元夫 監査委員

同事務局 田中 美幸 次長

2 監査目的

町の設備、備品には専ら職員等が業務で使用するもののほか、観光、文化、スポーツ、芸術、学習等の分野では観光客や町民等が利用する目的で取得しているものがある。

備品の管理・運営状況について、施設での利用状況も含め、順次監査を実施しており、平成28年度は「おんばしら館よいさ」、平成29年度は埋蔵文化財センター、平成30年度は防災倉庫等の備品を対象に随時監査を実施してきた。令和元年度は諏訪湖博物館・赤彦記念館の備品を対象とし、収集資料の管理状況を含め監査を実施することとした。

3 監査内容及び方法

諏訪湖博物館・赤彦記念館内を視察し、備品、収集資料の管理状況を聴取したほか、備品についてはいくつかのサンプルを抽出し、備品台帳・備品配置図と現物との照合、使用状況の確認、保管状態の確認、備品シールの貼付状況の確認を行った。

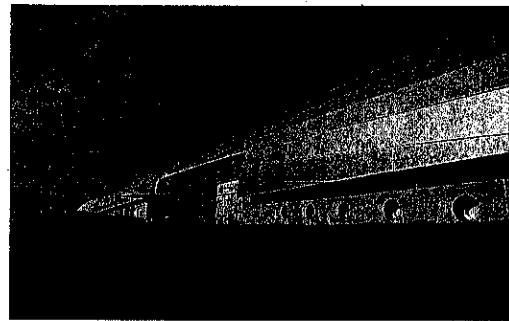
なお、宿場街道資料館等4つの分館については今回の監査の対象外である。

4 監査の結果

(1) 概況

- ① 下諏訪町立諏訪湖博物館・赤彦記念館は、昭和46年に独立した博物館として高浜に開設され、平成5年に現在地へ移転され開館した。

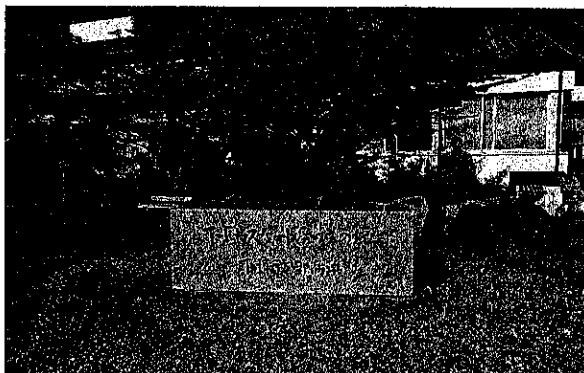
諏訪湖と人々の暮らしをメインテーマとし、周辺の遺跡から出土した土器・石器の紹介や下駄スケートから現代のスケートへの変遷の紹介をする諏訪湖展示室と、諏訪を代表するアララギ派の歌人、島木赤彦の足跡を紹介する赤彦展示室の2つの常設展示を行っている。



- ② 館内は、1階は特別展・企画展が催される特別展示室、2階西側に諏訪湖展示室、東側に赤彦展示室となっている。

また、駐車場脇には地元彫刻家の大和作内作「島木赤彦先生像」、「下駄スケート発祥の地の像」が設置されている。

令和元年度は、館長以下3名の正規職員、4名の臨時職員体制（学芸員資格を有する職員は5名）で4つの分館を含め管理運営にあたっている。



下駄スケート発祥の地の像



島木赤彦先生像

(2) 備品管理状況

① 館内の物品には「備品」と「収集資料」があり、前者は備品台帳、後者は博物館独自の資料台帳により管理されている。

② 各備品については備品一覧表、配置図どおりに設置され、「備品シール」は貼付になじまないものを除き、備品に応じ付されていた。

下諏訪町財務規則第222条の2では、「備品は、1品目ごとに所属及び番号を付して使用しなければならない。ただし、品質又は形態上これによることができない場合は、この限りではない。」とされている。掛け軸、ブロンズ像等については、シール札を掲げる方法で管理されていることを確認した。

収蔵品については、増える一方であり、整理、管理に苦慮されている様子が伺えた。



収蔵庫



特別収蔵庫

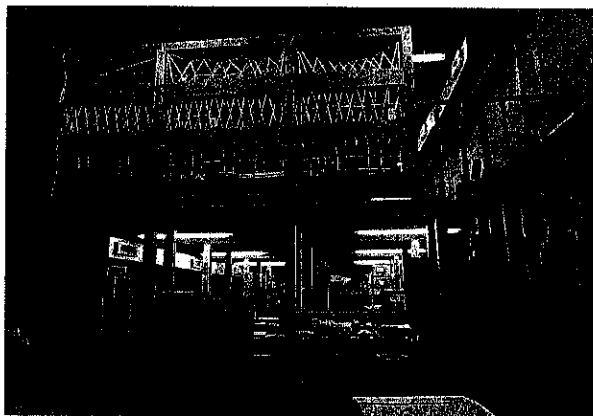


シール札を掲げ管理



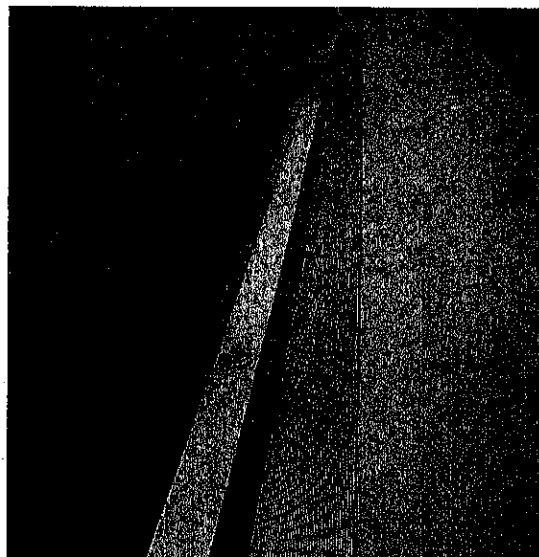
館内展示の様子

- ④ 特別収蔵庫は、木材で囲まれており、温度、湿度とも適正に管理されていた。



特別収蔵庫

- ⑤ 特別展示室については、度々雨漏りしているため、貴重な資料の特別展示が不可能な状態であった。

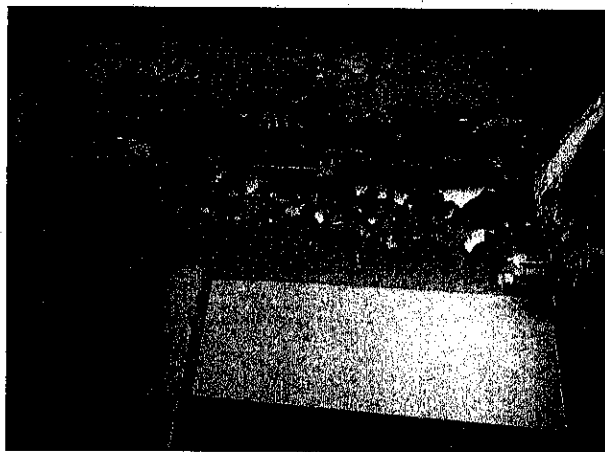
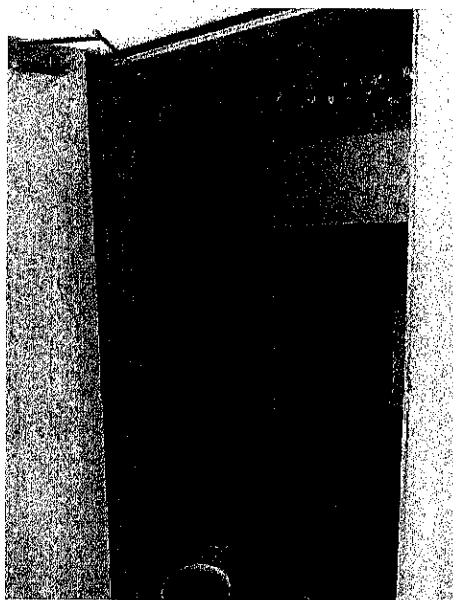


特別展示室雨漏り跡

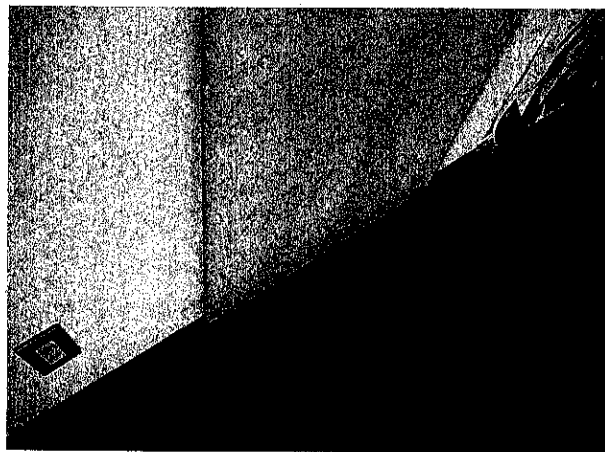
5 意見

- ① 現在地に開館以来25年が経過しており、雨漏りによる劣化が数か所で見られた。収蔵品への直接的影響はこれまでみられないが、今後は湿気等からくる収蔵品への損害も懸念されるため、修繕計画が必要になると考える。

また、特別展示室についても、収蔵されている貴重な資料や借用品展示ができない状況であり、資料を活用する意味からも早急に雨漏りへの対策を講じる必要性を感じる。



1 階・2 階倉庫内



2 階通路に染みた雨漏り跡

- ② 資料収集が博物館の使命の一つでもあることから、収蔵品は増え続けるものである。現状では、収蔵庫と特別収蔵庫に重要度別に保管されているが、将来にわたって長期的に保管していくためにも、定期的に現物と帳簿（台帳）の突合の必要があると考える。
- ③ AVコントロール室における、使用不能な物品は順次処分する必要がある。

※ 指摘された事項については、対処し報告願いたい。

平成30年度随時監査結果及び意見と措置状況（防災倉庫等）

【監査の結果及び意見】

(1)

第10区の防災倉庫監査には理事者3名のほか、担当管理者も同席され、防災意識の高まりを感じられた。

(2)

備蓄倉庫、公民館等は夜間施錠されていることが多い。有事の際の連絡先が明記されたものを入口に掲げておく必要はないか検討いただきたい。

(3)

担当課では備品台帳とは別に、備品や備品に該当しない備蓄品についても、各倉庫別に備蓄品状況一覧表を作成し、種類別管理がされていた。備品台帳については、備品番号の付番方法が不明なため、種類別、場所別など体系的に管理し、災害時にすばやく対応できるようシステムの活用またはシステムの改善をすることが望ましい。

(4)

防災倉庫には照明のない倉庫もある。隣の管理棟には懐中電灯が設置されているとのことであるが、夜間の災害等に対応するためには、懐中電灯等を倉庫入口に設置する等の検討をいただきたい。

(5)

体育館倉庫には備品数が多いためか、管理に苦慮されているように見受けられた。配置場所に備品名が明示されており、管理意識の高さを認められたが、誰が見ても一見して状況がわかるような種類別保管方法を検討いただき、整理整頓を求めたい。そのためには、倉庫入口に備品配置図を掲示することが効果的と考える。

【措置状況】

区長会にて検討するよう依頼済み。

備品台帳については、現況システムで種類別及び場所別の抽出、並び替え機能が利用可能なため、当該機能を活用し、災害時等においても備品の検索等にすばやく対応できるよう努めていきます。

区長会にて検討するよう依頼済み。

体育館倉庫入口に備品配置図を掲示いたしました。